



岡山市

OKAYAMA CITY



ホーム



くらしの情報

観光
イベント

事業者情報



市政情報



防災情報

ホーム > くらしの情報 > 高齢者・障害者・福祉 > 生活にお困りの方 >

定額減税補足給付金（調整給付）について ※受付終了しました

定額減税補足給付金（調整給付）について ※受付終了しました

[2024年6月5日] ID:59424

重要なお知らせ

定額減税補足給付金（調整給付）の申請受付は全て終了しました。

お知らせ

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、所得税及び個人住民税の定額減税が実施されることに伴い、定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付を実施します。

お問い合わせ先

岡山市調整給付事務局

既に提出いただいた申請に関するお問い合わせについては、岡山市調整給付事務局までご連絡ください。

- 電話：086-803-1055（フリーダイヤルではありません）
- 期間：令和6年11月29日（金曜日）まで
- 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

岡山市調整給付コールセンター ※対応終了しました

フリーダイヤル：0120-361-278

同じ階層の情報（生活にお困りの方）

隠す

- [令和6年度住民税非課税世帯に対する給付金（3万円）について](#)
- [生活や仕事の困りごと ひとりで悩まずご相談ください。（生活困窮者自立相談支援事業）※休日の相談ができるようになります](#)
- [支援付就労推進事業について](#)
- [定額減税補足給付金（調整給付）について ※受付終了しました](#)
- [【事業終了】令和6年度住民税非課税世帯等・子育て世帯加算給付金について](#)
- [【事業終了】住民税均等割のみ課税世帯・子育て世帯加算給付金について](#)

期間：令和6年7月1日（月曜日）から令和6年10月31日（木曜日）まで

時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

※8月のみ平日午前8時30分から午後7時まで、土曜日、日曜日、祝日は午前8時30分から午後5時15分まで

有人チャット（多言語対応） ※対応終了しました

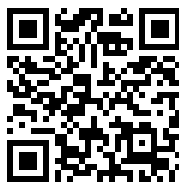
以下URLまたは二次元コードからチャットでの問い合わせが可能です（多言語対応）。

https://obot-ai.com/bot/okayama_hosoku_kyufukin/ [別ウィンドウで開く](#)

期間：令和6年7月1日（月曜日）から令和6年10月31日（木曜日）まで

時間：午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

※8月のみ平日午前8時30分から午後7時まで、土曜日、日曜日、祝日は午前8時30分から午後5時まで



定額減税補足給付金（調整給付）について

給付対象者

令和6年1月1日に岡山市に住所を有する所得税または個人住民税所得割の納税義務者のうち、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回ると見込まれる方。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

※定額減税可能額 ・ 所得税分 $= 3万円 \times 減税対象人数$
・ 個人住民税所得割分 $= 1万円 \times 減税対象人数$

※減税対象人数 納税義務者本人、控除対象配偶者及び扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）の数（国外居住者を除く）

※令和6年分推計所得税額 令和6年度個人住民税課税情報を基に、デジタル庁が開発した算定ツールを用いて算定した額

給付額

以下(1)及び(2)の合算額（合算額を万円単位に切上げ）を給付します。

(1)所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額

(2)個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額

ただし、(1)<0の場合は0、(2)<0の場合は0

給付方法

原則、金融機関口座への振込で支給します。

- ▶ [令和6年度岡山市生活困窮世帯受験料等支援金生活保護世帯分について](#)
- ▶ [居住生活移行支援事業（活動）について](#)
- ▶ [生活や仕事の困りごと相談窓口・支援団体などを探せます。（岡山市 地域のネットワークみえるかさサイト）](#)
- ▶ [【事業終了】岡山市物価高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）について](#)
- ▶ [岡山市就職サポート事業について](#)
- ▶ [住居確保給付金について](#)
- ▶ [生活保護制度について](#)
- ▶ [【事業終了】住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金（1世帯当たり3万円）について](#)
- ▶ [生活困窮者就労訓練事業について](#)
- ▶ [【事業終了】電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について](#)
- ▶ [一時生活支援事業について](#)
- ▶ [生活困窮世帯向け学習支援事業について](#)
- ▶ [家計改善支援事業について](#)
- ▶ [生活保護を申請したい方へ](#)
- ▶ [要保護世帯向け不動産担保型生活資金について](#)
- ▶ [「福祉ジョブ・サポート・スペース岡山」事業について](#)
- ▶ [生活困窮者就労準備支援事業について](#)
- ▶ [小口資金・生活福祉資金の貸付について](#)

給付スケジュール

- 書類到着後、審査や振込手続きなどで振込まで1か月程度（お手続きに不備のない場合）かかります。
- 個別の振込日に関するお問い合わせは対応しかねますのでご了承ください。

給付手続 ※対応終了しました

調整給付の支給対象となる方には、7月下旬から給付金額を記載した案内通知（「支給のお知らせ」「確認書」）を順次発送します。

公金受取口座を登録されている方

- 公金受取口座を登録されている方には、「支給のお知らせ」が届きます。
- 申請手続は不要ですが、支給要件及び振込先口座を必ずご確認ください。「支給のお知らせ」に記載の口座に令和6年8月中旬に振込みます。
- 振込先口座の変更を希望される場合、「オンライン」または「郵送」でのお手続きが必要です。詳しくは、「支給のお知らせ」をご確認ください。
- 公金受取口座の口座名義人名と受取者の氏名が異なる場合や、登録された公金受取口座の金融機関や支店の統廃合により登録が無効となった場合、「支給のお知らせ」ではなく、「確認書」が届く場合があります。公金受取口座についての詳細は以下をご確認ください。
- 公金受取口座の登録時期によっては、事務処理が間に合わず「支給のお知らせ」ではなく、「確認書」が届く場合があります。

「デジタル庁 公金受取口座登録制度」

https://www.digital.go.jp/policies/account_registration 別ウィンドウで開く

「マイナポータル よくある質問」

https://faq.myna.go.jp/?site_domain=default 別ウィンドウで開く

公金受取口座を登録されていない方

- 公金受取口座を登録されていない方には、「確認書」が届きます。
- お送りした確認書の記載項目を全てご確認ください、必要事項を記入してください。
- 確認書と以下の必要書類を同封の返信用封筒に入れて、返送してください。（市役所及び各区役所等の窓口での受付は行っていません。）
- 確認書を返送いただいた方から審査し、順次給付します。

（必要書類）

- 本人確認書類と振込先金融機関口座の写し
- 代理確認・受給を行う場合は、代理人の本人確認書類及び本人と代理人との関係を証する書類（登記事項証明書、住民票の写し、戸籍謄本等）の写しをあわせて添付してください。

（オンラインでの手続きについて）

確認書の提出はオンラインでも可能です。詳しくは確認書をご確認ください。

確認書等の提出期限

- > [くらしの情報ー生活にお困りの方](#)
- > [生活保護の相談・申請](#)
- > [介護保険の相談・受付](#)

この記事を見ている人はこんな記事も見えています

- > [個人市県民税の定額減税について（令和6年度）](#)
- > [令和6年度住民税非課税世帯に対する給付金（3万円）について](#)
- > [【事業終了】令和6年度住民税非課税化世帯等・子育て世帯加算給付金について](#)
- > [【事業終了】岡山市物価高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）について](#)
- > [個人市県民税の課税](#)

給付例

給付例（1）

夫（納税義務者）、妻（控除対象配偶者）及び子ども1人（扶養親族）の3人世帯
所得税額25,000円、住民税所得割額45,000円の場合

所得税 定額減税可能額90,000円	住民税所得割 定額減税可能額30,000円	
所得税額 25,000円	①控除不足額 65,000円	住民税所得割額 45,000円

控除不足額65,000円（①）（住民税所得割は減税しきれているため不足額なし）

↓
控除不足額を万円単位に切上げて支給
調整給付額70,000円

給付例（2）

夫（納税義務者）、妻（控除対象配偶者）の2人世帯
所得税額6,500円、住民税所得割額15,000円の場合

所得税 定額減税可能額60,000円	住民税所得割 定額減税可能額20,000円		
所得税額 6,500円	①控除不足額 53,500円	住民税所得割額 15,000円	②控除不足額 5,000円

控除不足額58,500円（①+②）

↓
控除不足額を万円単位に切上げて支給
調整給付額60,000円

給付例（3）

夫（納税義務者）、妻（控除対象配偶者）及び子ども2人（扶養親族）の4人世帯
所得税額150,000円、住民税所得割額200,000円の場合

所得税定額減税可能額 120,000円	住民税所得割定額減税可能額 40,000円
所得税額 150,000円	住民税所得割額 200,000円

控除不足額0円（所得税、住民税所得割ともに減税しきれているため不足額なし）

↓
調整給付の対象外

よくある質問

Q1

自分は調整給付の対象ですか。

A1

対象者の方には給付金額を記載した案内通知を送付しますので、届きましたらご確認ください。

Q2

令和6年1月2日に岡山市に転入しましたが、調整給付は受け取れるのでしょうか。

A2

令和6年度個人住民税が課税されている自治体から支給されます。

Q3

令和6年分所得税額は確定していませんが、どのように調整給付額を算定するのですか。

A3

令和6年分の所得税額は、令和6年1月から12月までの所得に対して課税されますが、市民のみなさまにいち早く給付金を支給するという観点から、令和5年分の所得・扶養等の情報を基に推計し給付額を算定します。

Q4

令和6年分の所得税額の確定や、令和6年度分個人住民税額の更正等により、調整給付額が不足していることが判明した場合はどうなりますか。

A4

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、調整給付額に不足が生じる場合には、令和7年以降に不足分の給付を行う予定です。

Q5

住宅ローン控除や寄付金控除等の税額控除を受けている納税義務者について、調整給付への影響はありますか。

A5

令和6年分推計所得税額の算定には、デジタル庁が開発した算定ツールを使用しており、住宅ローン控除やふるさと納税等の税額控除は考慮できない場合があるため、実際の所得税額と差異が生じることがあります。令和6年分の所得税が確定した後、調整給付額に不足が生じる場合には、令和7年以降に不足分の給付を行う予定です。

← 詳細は未定

Q6

令和6年になって出生した子を扶養親族にしたが、調整給付の対象となりますか。

A6

今回の（令和6年に行う）調整給付にあたっては、令和6年分推計所得税額・令和6年度分個人住民税所得割額ともに扶養親族等の判定時期は令和5年12月31日時点の現況によるため、令和6年中に扶養親族等が増えた場合、給付額の算定に影響はありません。

ただし、令和6年分所得税額の扶養親族等の判定は令和6年12月31日時点の現況によるものとされているため、令和6年中に扶養親族等が増えた場合、所得税減税対象人数の対象とし、調整給付額に不足が生じる場合には令和7年以降に給付する予定となっております。

Q7

定額減税補足給付金（調整給付）の対象者が亡くなっている場合の取扱いについて教えてください。

A7

・「支給確認書」が届いた場合

支給確認書提出前に亡くなっている場合、受給権がありません。

支給確認書提出後に亡くなっている場合、相続人の人が受給できます。

ただし、確認書提出時に記入した振込口座が凍結されるなど振込できない状態になっているときは、岡山市調整給付コールセンターへご連絡ください。

・「支給のお知らせ」が届いた場合

「支給のお知らせ」の変更期限の前日である8月8日（木曜日）までに亡くなっている場合、受給権がありません。

8月9日（金曜日）以降に亡くなった場合は、相続人の人が受給できます。

ただし、「支給のお知らせ」に記載の振込口座が凍結されるなど振込ができない状態になっているときは、岡山市調整給付コールセンターへご連絡ください。

※電算上の都合により、亡くなった人宛に書類が届く場合があります。申し訳ありませんが、ご了承ください。

Q8

自分は調整給付の対象と思われませんが、「支給確認書」又は「支給のお知らせ」が届かないのはなぜですか。

A8

調整給付の対象者には、「支給確認書」又は「支給のお知らせ」を7月31日より順次送付をしておりますが、送付先については、岡山市が把握している住所地に送付をしております。対象と思われるのに届かない方は、コールセンターにお問い合わせください。

定額減税について

- [所得税の定額減税について（定額減税特設サイト（国税庁）](#) [別ウィンドウで開く](#)）
- [個人住民税の定額減税について](#)

給付金・定額減税一体措置について


新たな給付金・定額減税一体措置については、内閣官房のホームページをご覧ください。

- [新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](#) [別ウィンドウで開く](#)

給付金をかたった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

- 岡山市が現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 岡山市が給付のために手数料の振込を求めることは、絶対にありません。

定額減税や給付金をかたった不審な電話、ショートメッセージやメールにご注意ください

 [定額減税や給付金をかたった不審な電話、ショートメッセージやメールにご注意ください \(PDF形式、448.77KB\)](#)

定額減税補足給付金（調整給付）について ※受付終了しましたへの別ルート

[ホーム](#) ▶ [くらしの情報](#) ▶ [税金・税証明](#) ▶ [税に関するお知らせ](#)

[ホーム](#) ▶ [各課の窓口](#) ▶ [福祉援護課](#) ▶ [その他](#)

↑
PAGE
TOP

— 岡山市公式SNS —

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



YouTube



Facebook



Instagram



X



LINE



その他SNS



岡山市
OKAYAMA CITY

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：[086-803-1000](tel:086-803-1000)（代表） ファクス：086-225-5487

開庁時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

閉庁日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日

法人番号：5000020331007

© Okayama City Office. All Rights Reserved.

[よくある質問](#)

[市政へのご意見・ご提案](#)

[各課の窓口](#)

[サイトマップ](#)

[サイトについて](#)